

# 無駄使いをやめ、地域を大切にする条例制定運動会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、「無駄使いをやめ、地域を大切にする条例制定運動」と称する。

(事務所)

第2条 主たる事務所を会長宅に置く。

(目的)

第3条 当会は、市に、小中学校の存廃について校区の意思を尊重させると共に、公共建築物を地域の資産として大事に運用させるため、必要な運動を行うことを目的とする。

2. この目的を達するため以下の活動を行う。

(1) 学習会を開催すること

(2) 目的の実現に必要な行動を行うこと

## 第2章 会員

(会員)

第4条 当会は、四條畷市小中学校の廃止の是非に係る校区住民投票条例及び四條畷市公共建築物の長寿命化の検討を義務付ける条例の制定請求署名の収集を受託した者で団体として行動することに賛同する者、及び前記2条例の制定に賛同する四條畷市民であつて会員となることを申し出て役員会の承認を得たものを持って組織する。

(会費)

第5条 会費徴収の要否及びその額は総会で決定する。

(退会)

第6条 会員はいつでも退会できる。ただし、納付した会費がある場合に、その

返還を求めることはできない。

## 第3章 総会

(開催・議決)

第7条 総会は年1回以上開催する。

2. 定例総会は4月から7月の間に開催する。

2. 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）で成立する。

3. 総会の議決権は各人1個とし、出席会員の過半数を以って決する。

(総会の招集)

第8条 総会は、会長が、役員会の議決により招集する。但し、会員総数の5分の1以上が連名で総会の招集を要請したときは、2週間以内に招集しなければならない。

2. 会員への総会開催通知は、会日の5日前までにしなければならない。

(議決事項)

第9条 総会は、次の権限を持つ最高の意思決定機関である。

(1) 活動の報告を受け、活動方針を審議決定する。

(2) 会費徴収の要否、及びその額を決定する。

(3) 若干名の役員を選出する。

2. 総会の議長は、出席会員から自薦・他薦により出席会員の承認を以って選出する。

## 第4章 役員

(役員会)

第10条 役員会は、総会で選出された役員によって構成する。ただし、初代役員は、無駄使いをやめ、地域を大切にする条例制定運動の署名代表者及びその指名する者とする。

2. 役員は、次の任務を遂行する

(1) 総会の決定事項の遂行に関して必要な事項を決定する。

(2) 会員の加入を承認する

(役員の仕事)

第11条 役員は、役員会の審議に参加し、その決定を分担執行する。

(役割分担)

第12条 役員会は、互選により次の役員を選出する、なお、会長、副会長は、当会の代表権を持つ。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 会計 1名

(4) 執行委員 若干名

2. 総会が会費の徴収を決定したとき、総会は会計監査1名を選出しなければならない。

3. 役員会が決定した役員の分担事務の任期は、次期総会までとする。ただし、役員会が必要と認めた時は途中での改選を妨げない。

(役員の補充)

第13条 役員会は、会員より役員を補充することができる。

2. 役員の補充は、次期の総会で承認を受けなければならない。

## 第5章 会計

(会計)

第14条 当会の運営費は、会費及び寄付により賄われる。

2. 総会が会費の徴収を決定したとき、当会が寄付を受けた時、役員会は、会の毎期収支を総会に報告し、その承認を受けなければならない。ただし、不承認のときでも、既にした収支は有効とする。

(報酬)

第15条 当会の役員等は、報酬を受けない。ただし、総会の定めるところにより、会の目的遂行に必要な実費の弁償を請求することができる。

(講演依頼等)

第16条 本会より、会員外に講演等を依頼した時には、役員会の定めるところにより、社会的に相当な謝礼を支払うことができる。

(年度)

第17条 当会の年度は4月1日から3月31日とする。

(会計監査)

第18条 会計監査は、役員会が総会に報告する毎期収支を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

(解散)

第19条 当会の解散は、総会の議決による。

## 第6章 附則

第1条 この会則は、平成位28年3月21日から施行する。

第2条 当会の最初の年度は、平成29年3月31日までとする。